

仕 様 書

第 1 業務名

札幌夜景観光WEBサイト運営等業務

第 2 業務期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 3 年 3 月 31 日（水）

第 3 概要

平成 27 年、平成 30 年に日本新三大夜景都市に選ばれた札幌の夜景の魅力を観光客等に広く紹介し、札幌への誘客促進を行うことを目的に、委託者が開設する夜景観光に特化したWEBサイト（<https://www.sapporo-yakei.jp/>）の運営・維持管理業務等を実施する。

第 4 業務内容等

1 WEBサイト運営・維持管理

(1) サイトの基本的な内容

ア 作成言語

日本語、英語、繁体字にて作成する。なお、掲載内容は原則、3 言語同一内容とする。

イ 構築要件

業務の実施にあたっては、基本的なサイトの構造及びコンテンツ、ページデザインについては現行WEBサイトを引き継ぐものとする。なお、現行WEBサイトの構築要件は下記(ア)～(シ)のとおりである。

(ア) PC 版のほか、スマートフォンやタブレット端末に対応可能なレスポンシブデザインとすること。

(イ) 以下のブラウザでの動作を保証すること。

Microsoft Internet Explorer 9 以降、Google Chrome、Mozilla Firefox47.0 以降、Apple Safari8.0 以降、iOS8 以降、Android5.1 以降

(ウ) アクセス数、検索ワード等、アクセス解析ができるような機能を有すること。

(エ) 各ページにはタイトルタグを使用し、内容を的確に表すタイトルを付けるとともに、検索エンジンでのヒットも配慮すること。

(オ) 各ページにパンくずリストを設定すること。

(カ) すべてのページで上位階層や前のページに移動しやすい設定とすること。

(キ) 1 ページは適切な長さにし、長くなるときはナビケーション（ページ内リンクやページの先頭に戻る）を設定すること。

(ク) データのバックアップを適宜行うこと。

(ケ) 業務の実施体制、緊急連絡体制、業務スケジュールなどを作成し、委託者に提出の上、確認を受けること。

(コ) サイトに関する「基本方針」「ガイドライン」「ウェブアクセシビリティ方針」については、概ね「札幌市公式ホームページに関する基本方針」「札幌市公式ホームページガイドラ

イン」 「札幌市公式ホームページウェブアクセシビリティ方針」 に準拠すること。

(サ) JIS 規格のウェブアクセシビリティ適合レベル AA に準拠することとし、デザインや配色に当たっては、札幌市が策定した「広報に関する色のガイドライン」 (<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>) を参照し、誰にとっても見やすく分かりやすい画面構成になるように設計にすること。

(シ) 制作したウェブサイトは、受託者が用意するサーバーのテスト領域にアップロードし、リンクチェック、アクセシビリティチェック(画像の代替テキストのチェックを含む)、HTMLエラーチェック、ブラウザチェックを行い、公開前に必ず委託者の了解を得ること。また、リンクチェック、アクセシビリティチェック、ブラウザチェックについては、検証結果一式の資料を提出すること。

(2) コンテンツ作成業務

ア ニュース記事の配信

委託者からの指示に基づき、ニュースページ(日本語のみ)の記事作成・公開(年24回程度)を行うこと。

イ 既存ページの掲載内容の変更

既に公開済みのページについて、掲載情報の修正等があった場合に、委託者からの指示に基づき速やかに修正を行うこと(月1回程度)。

ウ ランディングページの作成

委託者からの指示に基づき、委託者が行う札幌夜景を推進するための事業に必要なランディングページをサイト内に作成すること(2ページ程度)。

(3) 保守・運用業務

ア レンタルサーバー、ドメイン、SSL証明書の管理

サーバーのメンテナンス(Wordpressバージョンアップなど)及びドメイン管理、SSL証明書管理は受託者が行うこと。なお、サーバーは、レンタル等により受託者の負担により用意すること。

イ 基本的な監視

OS、アプリケーション、ミドルウェア等、サーバーにインストールされた全てのソフトウェアやプログラムの稼働監視のほか、ハードウェアの死活監視、トラフィック、CPU、メモリ、ハードディスク、DB等のリソースの監視を定期的に行うこと。また、異常発見時には委託者に速やかに報告するとともに、委託者の指示に従って原因の調査及び復旧等を行い、システムの安定稼働に努めること。

ウ WEBアプリケーションの脆弱性の確認

WEBアプリケーションの脆弱性の確認については、最低でもIPAが下記のとおり公開している「ウェブ健康診断仕様」にある項目を確認すること。

http://www.ipa.go.jp/security/vuln/documents/website_security_shindan.pdf

なお、レンタルサーバーを変更する場合は、稼働開始前に、WEBアプリケーションの脆弱性の確認を行い、問題ないことを確認のうえ公開することとし、問題があった場合は、修正後に公開すること。

エ サーバーのログ

イベントログ、システムログ、アプリケーションログ、アクセスログ等を月 1 回以上点検し、異常発見時には業務主任に速やかに報告するとともに、委託者の指示に従い対処すること。なお、ログの保存期間は業務終了後最低 1 年間とする。

オ ウィルス対策及びセキュリティパッチの適用

サーバーのウィルス対策ソフトは常に最新のパターンファイルに更新すること。また OS、ミドルウェア、その他のアプリケーションの最新のセキュリティパッチ等が公開されていないかを随時確認し、必要なパッチが公開された場合は適用作業を行うこと。

カ システムに関する問い合わせ等への対応

システムに関し、本業務または本業務に関連する事項について、委託者から依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化に繋がる事項等については委託者に積極的な提案を心がけること。なお、問い合わせ対応時間は、平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分とするが、障害発生等の緊急時は可能な範囲で対応すること。

キ FW の運用及び保守

ポリシーの設定及び管理を行うこと。なお、ポリシーの変更は委託者の許可を得て行うこと。利用者に対しては HTTPS 以外の通信を遮断すること。管理者用の通信（保守、コンテンツ入れ替え等）は暗号化（HTTPS、SSH）を行うこと。また、管理者用の通信を行う場合は、管理者の IP を限定して行うこと。

ク 障害発生時の対応

ウィルス感染、プログラムの不具合、ハードウェア故障等により、システムに障害が発生した場合は、原因の切り分け及び復旧対応を行うこと。また、システムの障害分析、障害対策の実施、障害レポート管理、障害予防策を講じること。

ケ コンテンツの更新およびシステム保守用の端末

サーバーに SSH でリモート接続するための端末（OS、ウィルス対策ソフト等を含む）及びインターネット環境は受託者側で用意すること。

コ ウィルス対策ソフト

サーバーにはウィルス対策ソフトを導入し、HDD の両方をチェックする機能を有しているものとする。

(4) リモートによるサーバー接続

サーバーにリモート接続する端末は、以下の項目を満たしていることを条件とする。

ア 設置場所については、関係者以外の出入りを制限でき、かつ、施錠管理可能な執務室内からのみ接続すること。また、無線 LAN 経由でサーバーに接続しないこと。

イ 端末にはウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルに更新すること。OS はセキュリティパッチ等をあて、常に最新の状態を保つこと。

ウ Winny 等の P2P ソフトを導入した端末で接続しないこと。

エ 個人所有の端末でサーバーに接続しないこと。

オ 誰がどのような操作をしたのかわかるように、使用者一人ずつが ID を持ち、ID 管理簿の作成、管理、また、作成、更新した際に本市へ提出すること。また、管理者権限は最低限の

人数とし、資格を喪失した際は直ちに失効させること。Linux の場合も ID 及び管理者権限の管理を適切に行い、root で直接ログオンはしないこと。(必要な場合は昇格させること。)

カ その他、疑義があれば委託者と協議し、委託者が不適当と判断する管理運用を行わないこと。

(5) その他注意事項

ア サーバーへのアップロードのためのアカウントやパスワードの管理を徹底し、外部に漏洩しないように適切に保管すること。また、管理者パスワードは少なくとも3ヶ月に1回変更することとし、他人から容易に類推されないよう、原則として8文字以上、英数字混在とすること。

イ サーバーには、委託者の承認するコンテンツのみをアップロードすること。

ウ サーバーへの独自ソフトウェアやデータベースソフト等のインストール場合は委託者の許可を得て行うこと。

エ 本市が実施する地方自治情報センターで提供される自動の診断システムにより、WEB 診断、ネットワーク診断を実施するため、その結果、脆弱性等が発見された場合は、協議の上、必要な対策を行うこと。

オ 改ざん検知の仕組みの導入を行うこと。

カ バックアップは週に1回行い、2世代以上保管すること。また、バックアップメディアの作成、保管、使用、廃棄等について、管理簿を作成すること。

キ 各システム、ミドルウェアで使用する ID パスワードは異なるものとする。

(6) サイト内情報の提供

委託者からの指示に基づき、現在のサイト内情報を別サイトに移行するため委託者が指定する事業者サイトにサイト内情報の提供を行うこと。

第5 成果物の著作権

1 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

2 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

3 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

4 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第6 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

第7 業務の引継ぎ

本業務を行うにあたり、委託者が現に契約中の当該 WEB サイトの運用・管理事業者（以下、「現事業者」という。）より必要な引継ぎを受けること。なお、引継ぎは令和2年4月30日までに実施すること。また、引継ぎ前に必要となる WEB サイトの維持管理費等は、現事業者の負担となることから、引継ぎまでの間に要する費用を現事業者からの請求に応じて、負担すること。

第8 その他

- 1 この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上、処理することとする。
- 2 事業の実施にあたっては、WEB サイトの制作等について、委託者が別途アドバイザー契約を締結している者と十分に協議すること。
- 3 受託者は、成果品の運用・管理業務の履行に関して必要な業務引継ぎに協力すること。
- 4 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- 5 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 6 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。